

当ゴルフ場のゴルフコース・クラブハウス・その他の付帯施設をご利用のお客様は、快適で安全なプレーをお楽しみいただく為、社団法人静岡県ゴルフ場協会加盟ゴルフ場経営会社間及び各クラブ理事会との申し合わせにより、本約款をお守りいただくことといたします。

ただし、当クラブの会員の場合は、クラブ会則・細則等がこの約款に優先して適用されます。

## ゴルフ場利用約款

(利用契約の成立)

第1条 当ゴルフ場でプレーする方(会員、非会員を問わない。以下「利用者」という)は、フロントにおいて本約款をご確認の上、所定の署名簿にサインしてください。これにより当ゴルフ場は署名者のご利用をお引受いたすこととなります。

(利用の申込み)

第2条 ご利用の申込みは、当ゴルフ場の申込み手順に従っていただきます。

(利用の拒絶)

第3条 1. 次の場合には、ご利用及びご利用の継続をお断りすることがございます。

- (1) ご予約がない場合。
- (2) 非会員については、当クラブ会員の同伴、または紹介がない場合。
- (3) 公序良俗に反する行為をした場合。
- (4) 天災、その他やむを得ない事情によりクローズするとき。
- (5) 技量が甚だしく劣り危険を伴う場合、又はプレーの速度が著しく遅く他のプレーヤーに迷惑がかかる場合。
- (6) その他本約款に違反した場合、並びにご利用いただくことが好ましくない事由がある場合。

(暴力団等の入場・利用の拒絶)

2. 暴力団と称される組織、暴力団の構成員と認められる者の施設への入場及び利用は厳にお断りいたします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及び其関係者。
- ② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者。
- ③ 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者。
- ④ 暴行、傷害、脅迫、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められる場合。
- ⑤ 心身衰弱、薬物等による自己喪失等ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖心、不安感を及ぼす恐れがある者。
- ⑥ 第25条の「行為の禁止」について、当ゴルフ場より注意を受けて直ちにその行為を止めなかった者。

前①ないし③に該当する場合は、その時点以降、一切のご利用をお断りさせていただきます。

(個人情報の保護)

第4条 1. 当ゴルフ場は、ご予約時に電話・FAX・電子メール等で入手した個人情報と、プレー当日署名簿に署名をいただいた利用者の個人情報を、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り安全に管理いたします。

2. 当ゴルフ場では、ご予約及びご利用いただいたお客様に対し、当ゴルフ場のイベント情報・営業案内等をハガキ・FAX・電子メール等でご案内する場合があります。

(営業日、営業時間)

第5条 当ゴルフ場の営業日、営業時間は営業案内によります。ただし、施設の補修等やむをえない場合、臨時に休業する場合があります。臨時の休業はクラブハウス内に掲示いたします。

(貴重品の保管)

第6条 1. 金銭その他の貴重品は、フロント前のセーフティボックスに保管してください。  
2. 多額の金銭、高価品については、その種類及び価格を明示してフロントへお預けください。お預かり品は預り証持参人に預り証と引き換えにお返しいたします。預り証を紛失した場合は、直ちにフロントに届け出てください。  
3. 第2項の方法をとらなかった場合の事故については、当方は責任を負いません。  
4. 衣服ロッカーのキーは、受付カードに付属していますのでお預かりいたしません。  
5. 浴場は盗難の危険の大きい場所です。金銭・貴重品等を浴場に携行しないでください。

(駐車場)

第7条 駐車場に駐車された車両及びその積載品の盗難、損傷等については、当ゴルフ場は責任を負いません

(宅配便の事故)

第8条 宅配便は、その物品の受け取り・保管・発送等において、単に運送業者の指定する方式に基づいてお客様の便宜を考慮して取り次ぐものですから、事故発生の場合当ゴルフ場は一切の責任を負いませんので、宅配便の利用者と利用者の委託した運送会社間で解決してください。

(危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第9条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、全て自己の責任でプレーしてください。

(素振り)

第10条 素振りは非常に危険を伴い、かつコースを損傷しますので指定場所以外ではやらないでください。指定場所においても危険のないことを充分確認してください。

(飛距離の確認)

第11条 1. プレーヤーは、常に自己の飛距離を判断して先行組に打ち込まないように打球してください。  
2. キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を判断して打球してください。

(打者の前に出ないこと)

第12条 同伴者は打者の前には絶対に出ないでください。

(隣接ホールへの打ち込み)

第13条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球してください。

万が一打ち込んだ場合は、打ち込み先のホールのプレーヤーに大声で合図してください。そのボールを打球する場合は、そのホールのプレーヤーの邪魔にならないようにするとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意してください。

(待避)

第14条 先行組のプレーヤーは、後続組に打球させる時は後続組が全員打ち終わるまで安全な場所に待避してください。

(ホールアウト後の退去)

第15条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次に進んでください。

(雷鳴があった場合の避難)

第16条 落雷の恐れのある雷鳴、又は落雷があった場合は直ちにプレーを中止して安全と思われる場所に避難してください。

(乗用カートの利用)

第17条 乗用カートの利用につきましては、キャディの指示に従うほか、別途定める乗用カート利用約款に従ってください。利用者の不注意により生じた事故に対しましては、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(リフトの取扱い)

第18条 9番ホールからクラブハウス間のリフトは、注意書きに従って安全に利用してください。又リフト上を歩かないでください。

(火気使用の禁止)

第19条 1. コース内、クラブハウス内での火気使用は厳禁します。  
吸殻入れ設置箇所以外での喫煙は厳禁します。  
又、風がある等火災の危険が予想される場合は、吸殻入れ設置箇所であっても禁煙とします。  
2. 火気使用又は喫煙に伴う失火が発生した場合、失火及び損害賠償の責任をとっていただく場合があります。

(クラブの確認)

第20条 利用者はプレーを開始する前及びプレー終了後に、キャディ立会いの上クラブの点検・確認を行い、プレー終了後は所定の用紙にクラブ確認済みのサインをしてください。

(施設・物品の損壊の弁償)

第21条 利用者が故意又は過失により、当ゴルフ場の施設・物品に損傷を与えた場合損害を賠償していただく場合があります。

(ギャラリーのコース立ち入り禁止)

第22条 プレーヤー以外の者(ギャラリー)のコース内立ち入りはお断りいたします。

(施設内への持ち込み禁止)

第23条 施設内への次のものの持ち込みは固くお断りいたします。

- (1) ペット類
- (2) 悪臭を放つもの
- (3) 銃砲刀剣類
- (4) 火気、火薬、油脂及び爆発のおそれのあるもの
- (5) 騒音を発するもの

(食堂への持ち込み禁止)

第24条 ハウス食堂への飲食物の持ち込みはお断りいたします。

(行為の禁止)

第25条 当ゴルフ場内において、次の行為はお断りいたします。

- (1) 賭博その他風紀を乱す行為
- (2) 物品販売、広告宣伝等の行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
- (4) 写真、ビデオ撮影(特に許可する場合を除く)

(非会員の債務の保証)

第26条 当クラブ会員が同伴又は紹介した利用者(非会員)が、当ゴルフ場に対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務及びその利用者が与えた損害金の支払債務については、当該会員は利用者の債務履行について利用者と共に連帯して保証していただきます。

(浴場使用の禁止)

第27条 身体にいれずみのある方、又は皮膚疾患のある方は一般の方の迷惑になりますのでご入浴をお断りいたします。

(違背の責任)

第28条 利用者が本約款 第9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 及び20条に違背して第三者に障害等の事故を発生させた場合、あるいは自ら障害等の損害をうけた場合、当ゴルフ場は損害賠償の責任は一切負いません。

(付 則)

本約款は、平成21年 5月 9日から施行します。

## 掛川グリーンヒルカントリークラブ乗用ゴルフカート利用約款

第1条 乗用カートは、通常電磁誘導方式で運行します。乗用カートのセンサーは人には感知しません。カートの前に立ったり、歩かないよう安全には充分注意してください。

第2条 発進時は、同乗者と周囲の安全を確認の上、発進ボタンを押してください。

第3条 カートに乗車する場合は、座席から手足を出さないで手摺をつかみ、振り落とされないよう気をつけてください。カートの走行中は、カートから身体・用具等がはみ出さないよう留意してください。

第4条 緊急の場合、プレーヤーに手動運転をお願いすることがあります。その際は、自動車の運転免許をお持ちの方のみ運転できるものとし、安全運転を第一にご利用ください。

第5条 キャディ付プレー時、緊急の場合キャディが手動運転をする場合があります。

第6条 利用者は、プレー中の事故又はカート事故が発生した場合、もしくはカートが故障した場合、プレーを中止し、ただちに最寄りの売店もしくはマスター室に、その旨を速やかに連絡してください。

利用者は、リモコン、或いは発進停止ボタン以外の装置には絶対に触れないでください。カートは斜面、その他不安定な場所、或いは打球が当たる可能性のある場所には停車させないでください。

第7条 雷発生時は、場内放送で警告します。プレーヤーは、当ゴルフ場もしくは当ゴルフ場従業員の指示の有無に係わらず、自己の判断でプレーを中止し、安全と思われる場所に退避してください。カートは避雷の役割を果たしません。

第8条 プレー中は、カートの停止回数、停止時間を少なくするよう心掛け、ハーフラウンドの所要時間2時間15分以内をお願いします。

第9条 運転者は、カートの運行に関し、故意又は過失により人身に危害を及ぼし、或いは施設（カート、その他の施設内の物品を含む）に損傷を及ぼす事故を生じた場合には、当該事故により生じた損害を、被害者または当クラブの一方、或いは双方に対して賠償していただきます。

掛川グリーンヒルカントリークラブ

0537-26-1155